

【新設】(工業所有権等の意義)

20-3-2 令第 183 条第 3 項第 1 号イ《租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得》に掲げる「工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式又はこれらに準ずるもの」(以下 20-3-3 において「工業所有権等」という。)とは、特許権、実用新案権、意匠権、商標権の工業所有権及びその実施権等のほか、これらの権利の目的にはなっていないが、生産その他業務に関し繰り返し使用し得るまでに形成された創作、すなわち、特別の原料、処方、機械、器具、工程によるなど独自の考案又は方法を用いた生産についての方式、これに準ずる秘けつ、秘伝その他特別に技術的価値を有する知識及び意匠等をいう。したがって、ノーハウはもちろん、機械、設備等の設計及び図面等に化体された生産方式、デザインもこれに含まれるが、海外における技術の動向、製品の販路、特定の品目の生産高等の情報又は機械、装置、原材料等の材質等の鑑定若しくは性能の調査、検査等は、これに該当しない。

【解説】

1 平成 26 年度の税制改正により、外国法人の法人税の課税対象となる国内源泉所得の一つとして恒久的施設帰属所得が規定された(法 138①一)。

この恒久的施設帰属所得(国際運輸業所得(法 138③)を除く。以下同じ。)は、外国法人が恒久的施設を通じて事業を行う場合において、その恒久的施設がその外国法人から独立して事業を行う事業者であるとしたならば、その恒久的施設が果たす機能、その恒久的施設において使用する資産、その恒久的施設とその本店等との間の内部取引その他の状況を勘案して、その恒久的施設に帰せられるべき所得とされている。

2 恒久的施設帰属所得を認識する場合には、内部取引から生ずる所得も認識する必要があるが、内部取引から所得が生ずる旨を定める租税条約(2010年に改正された OECD モデル租税条約第 7 条と同様の規定を定める租税条約)以外の租税条約(以下「従来型の条約」という。)の適用があるときには、その内部取引には、その恒久的施設とその本店等との間の利子の支払に相当する事実(一定の金融機関に該当する外国法人の恒久的施設とその本店等との間の利子の支払に相当する事実を除く。)その他一定の事実は含まれないものとされている(法 139②)。

ここで、従来型の条約の適用がある場合に内部取引に含まれないものとされるその他一定の事実とは、次に掲げるものをいうこととされている(法令 183③)。

(1) 次に掲げるものの使用料の支払に相当する事実

イ 工業所有権等

ロ 著作権(出版権及び著作隣接権その他これに準ずるものを含む。)

ハ 法人税法施行令第 13 条第 8 号イからツまで《減価償却資産の範囲》に掲げる無形固定資産(国外における同号ワからツまでに掲げるものに相当するものを含む。)

(2) 上記(1)イからハマまでに掲げるものの譲渡又は取得に相当する事実

3 本通達では、上記 2(1)イの工業所有権等の意義について明らかにしている。